

とっとりUD施設認証制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。）第24条に基づき鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則（平成20年鳥取県規則第83号。以下「規則」という。）第10条に規定するとっとりユニバーサルデザイン（以下「UD」という。）認証基準（以下「認証基準」という。）及び適合認定証の交付請求等に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱に掲げる用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築士法（昭和25年法律第202号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「施行令」という。）及び条例の規定で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) とっとりUD認証施設 知事が第4条に定める認定審査により認証基準に適合していると認定した特別特定建築物をいう。
- (2) バリアフリーマップ 県がバリアフリー整備されている建築物の位置、整備内容、その他の情報を掲載し、公表する電子地図をいう。
- (3) UDアドバイザー UDアドバイザー登録派遣制度要綱（令和4年9月28日第202200144786号、生活環境部長通知）以下「UDアドバイザー要綱」という）第6条に基づき特別特定建築物の整備及び運営に関し、ユニバーサルデザインの視点から点検、助言する者として、知事が登録した者をいう。

(認証基準)

第3条 認証基準は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 特別特定建築物の構造及び設備に関する基準は、別表1の第1欄（1）から（9）に掲げる評価項目について第3欄に掲げるものとする。
- (2) 特別特定建築物の運営及びサービス提供に関する基準は、別表1の第1欄（10）から（12）に掲げる評価項目について第3欄に掲げるものとする。

(認定審査)

第4条 とっとりUD認証施設の認定審査は、建築物移動等円滑化基準（法附則第4条第2項若しくは第3項の適用を受ける建築物又は法施行の際に現に存在していた建築物は、法第14条第3号の規定により条例で付加した事項を除く。）に適合している特別特定建築物を対象とし、次の各号に定めるところより行うものとする。

- (1) 別表1の第1欄の評価項目（当該特別特定建築物が第2欄の適用外要件を満たす評価項目を除く。以下「適用評価項目」という。）ごとに第3欄に定める認証基準への適合を確認する。
- (2) 特別特定建築物が別表1の第3欄に定める認証基準に適合するときは、それぞれかつこ内に掲げる基準点を付与し、適用評価項目ごとに合計した点数（第4欄の評価点を上限とする。）を評価点として付与する。
- (3) 前2号の規定に関わらず当該特別特定建築物が別表1（1）の第3欄に定める認証基準に適合しないとき（第2欄の定めに該当する特別特定建築物を除く。）は、全ての評価点を付与しないものとする。
- (4) 当該特別特定建築物の評価は、適用評価項目ごとに与える別表1に定める第4欄の評価点の合計点数に対する第2号の規定により付与した評価点の合計点数の割合（以下「認証基準適合率」という。）に応じて、別表2の第2欄に定めるところにより、第1欄の認証ランクを付与するものとする。

(施設の認定及び公表等)

第5条 知事は、前条の規定により認証ランクを付与した特別特定建築物をとっとりUD認証施設として認定するものとする。

- 2 知事は、前項の規定によりとっとりUD認証施設を認定した際は、とっとりUD認証施設登録台帳（様式第1号）に登録し、次の各号に掲げる事項を県のホームページ及びバリアフリーマ

ップに掲載して公表するものとする。

- (1) とっとりUD認証施設の名称
- (2) とっとりUD認証施設の位置
- (3) 認証ランク
- (4) 認証基準に適合している整備内容

3 知事は、とっとりUD認証施設登録台帳を住まいまちづくり課に備え置くものとする。

(認定証の請求等)

第6条 とっとりUD適合認定証（以下「認定証」という。）の交付を請求する者（以下「申請者」という。）は、とっとりUD適合認定証交付請求書（規則様式第9号。以下「請求書」という。）に設計図書（別表1の第1欄の評価項目ごとに定める第3欄の認証基準に適合していることが確認できる図書として別表3に掲げる設計図書及び次に掲げる書類。以下「添付図書」という。）を添えて所管行政庁に2部提出するものとする。

- (1) 検査済証の写し
- (2) 建築物移動等円滑化基準チェックリスト
- (3) 認証基準チェックリスト

2 前項による認定書の請求は、一の特別特定建築物ごとに行うものとする。

3 前条の請求を受けた所管行政庁は、第4条の規定により評価し、その結果を請求書の基準適合状況欄に記載し、第1項の請求書及び添付図書1部を添えて、所管事務所長に進達するものとする。

4 住まいまちづくり課長は、所管事務所長に進達された内容を確認し、支障がないものと認めるときは申請者に認定証（規則様式第10号）及び認証マークを交付し、所管行政庁に当該認定証の写しを送付するものとする。

5 所管行政庁は、次の各号に掲げるときは、とっとりUD適合認定証不交付通知書（様式第2号）を申請者に通知するものとする。

- (1) 請求書及び添付図書を第4条の規定により審査し、認証基準適合率が50%未満のとき
- (2) 請求書又は添付図に記載された内容が明らかに虚偽であると認められるとき

(事前協議)

第7条 とっとりUD適合認定証の交付を請求しようとする者（以下「請求予定者」という。）は、当該特別特定建築物の設計又は工事の段階において、事前協議申請書（様式第3号）に添付図書を添えたもの2部を所管行政庁に提出して、当該特別特定建築物の認証基準の適合について事前協議を受けることができる。

2 所管行政庁は、第4条の規定により評価し、その結果を事前協議申請書の基準適合状況欄に記載し、事前協議申請書及び添付図書1部を添えて請求予定者に交付するものとする。

3 請求予定者は、事前協議申請書又は添付図書の内容に変更が生じたときは、事前協議を受けることができる。この場合において、前2項の規定を準用する。

(認定証及び認証マークの利用等)

第8条 とっとりUD認証施設の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、その認証施設において認定証、認証を受けた評価項目又は認証マークを当該認証施設の利用者の見えやすい場所に掲示することができる。

2 所有者等は、当該とっとりUD認証施設に係る広告物等において、認証マークを使用することができるものとする。

3 所有者等は、その責めに帰することができない事由により認定証及び認証マークを汚損し、又は亡失したときは、書面により再交付を求めることができる。

(認定証の変更)

第9条 所有者等は、当該施設の名称を変更しようとする場合は、施設名称変更届（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の届出を受けた場合において、知事は、認定証及び認証マークを書き換えて交付するものとする。

(認証の廃止及び取り消し)

第10条 所有者等は、とっとりUD認証施設を廃止しようとする場合は、とっとりUD認証施設廃止届(様式第5号)に認定証及び認証マークを添えて知事に提出するものとする。

2 知事は、とっとりUD認証施設又はその所有者等が各号いずれかに該当すると認めるときは、その登録を抹消するものとする。

(1) 建築物移動等円滑化基準に適合しない又は認証基準適合率が50%未満であると認められたとき

(2) 不正な手段により認定を受けていたとき

(3) 前項の規定によらず、とっとりUD認証施設が廃止されたとき

3 所有者等は、前項の規定により登録を抹消されたときは、認定証及び認証マークを知事に返却しなければならない。

4 第1項及び第2項の場合において、知事はその公表を取りやめるものとする。

(申請の取り下げ)

第11条 申請者は、条例第24条第1項及び規則第10条第2項の規定による請求を取り下げようとする場合は、取り下げ届を(様式第6号)を知事に提出するものとする。

2 前項の場合において、取り下げ届以前に申請のあった申請書及び添付図書等の返却は行わないものとする。

(所有者等の責務)

第12条 所有者等は、とっとりUD認証施設の構造及び設備を適切に維持管理し、適切な運営及びサービスの提供を行うこと。

(報告の徴収等)

第13条 知事は、必要があると認めるときは、所有者等に対し、前条に関して報告を求めることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、認証に関し必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

1 評価項目	2 適用外要件	3 認証基準	4 評価点
(1) エレベーターの設置	利用居室が地上階の外に設けられていないこと	複層階の特別特定建築物を計画する場合は、条例第19条のただし書き規定に拘わらず、車いす使用者の利用に配慮したエレベーターを整備（施行令第18条第2項第5号、国土交通省告示第1493号及び条例第19条第2項4号を満たすこと）をすること	必須
(2) 敷地内の通路	移動等円滑化経路の延長が5m以下であること	移動等円滑化経路のうち、前面道路から建築物の主たる出入口までの経路に通行の支障が生じないよう必要な照度を確保した夜間照明を設置し、かつ勾配が15分の1以下のスロープを設置すること（1点）	1点
(3) 駐車施設の整備	駐車施設の確保が困難な狭小敷地であること	(1) 車椅子使用者用駐車施設とは別の区画にハートフル駐車場を設けること（1点） (2) 車いす使用者用駐車施設又はハートフル駐車場に屋根を設置すること（1点）	2点
(4) 屋外の出入口の整備	—	移動等円滑化経路を構成する屋外に面する出入口（風除室の出入口を含む。）は全て自動開閉装置付き引き戸とすること（1点）	1点
(5) 屋内の通路	廊下を設けない施設であること	不特定かつ多数の者が利用する廊下には、両側に手すりを設けること（1点）	1点
(6) ホテル又は旅館の客室の整備	ホテル又は旅館以外の用途であること	車いす使用者用客室を条例第18条に規定する必要数に1を加えた室数以上設けること（2点）	2点
(7) 車いす使用者用便房の整備	—	不特定かつ多数の者が利用する居室がある各階に車いす使用者用便房（階数が1の建築物にあっては、2以上の車いす使用者用便房）を設置すること（2点）	2点
(8) 高齢者又は乳幼児用設備の整備	法第14条第1項の規定により、整備が義務付けられたものでないこと	(1) キッズルーム、授乳室又は利用者の休憩室を設置すること（2点） (2) 車椅子使用者用便房に条例第17条第3項第3号に規定する大型ベッドを設置すること（1点）	2点
(9) 物品販売店又は飲食店の利用居室の整備	物品販売店又は飲食店以外の用途であること	(1) 物品販売店は、内部の通路（商品棚間も含む。）の幅が120cm以上であること（1点） (2) 飲食店は、以下に適合すること（1点） ア 利用居室内の通路の幅が90cm以上であること イ テーブル又はカウンター（以下「テーブル等」という。）に設ける椅子は過半数を可動できるものとし、テーブル等には車いす使用者に配慮した空間を設けること	1点
(10) 運営面の配慮	—	貸出用車いす又は筆談ボード（タブレット端末を含む。）を設置すること（1点）	1点
(11) あいサポート企業の登録及び従業員の教育	—	あいサポート企業に登録し、かつ定期的に従業者にUDに関する教育の実施し、知事に報告することを誓約していること（1点）	1点
(12) UDアドバイザーの助言	—	UDアドバイザーの助言を受けたときは、施設の整備又は運営に取り入れること（1点）	1点

別表2（第3条関係）

1 認証ランク	2 格付基準
★★★	(1) 認証基準適合率が80%以上であること (2) アドバイザー要綱第11条によりUDアドバイザーの助言を受けていること
★★	(1) 認証基準適合率が65%以上であること (2) アドバイザー要綱第11条によりUDアドバイザーの助言を受けていること。
★	認証基準適合率が50%以上であること

別表3（第6条関係）

1 評価項目	2 設計図書
共通	付近見取図（方位、道路及び目標となる地物）、配置図（縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低差、敷地の接する道等の位置、敷地内の斜路及び車寄せの位置、駐車場の位置、車いす使用者用駐車施設の位置及び幅）及び各階平面図（縮尺、間取り、各室の用途）
別表1(1)から(9)に掲げるもの	適用対象評価項目に適合することが確認できる配置図、各階平面図、断面図及び詳細図
別表1(10)に掲げるもの	設置する貸出用車いす又は筆談ボード若しくはタブレット端末のカタログの写し
別表1(11)に掲げるもの	あいサポートの企業又は団体に認定された認定書の写し、従業者教育に係る誓約書（別様式）
別表1(12)に掲げるもの	UDアドバイザーの報告書の写し、及び当該UDアドバイザーの意見を反映したことが確認できる書類